

# 軽自動車等の名義変更・抹消の手続きは確実に！！

■問合せ 町民税務課 TEL 47-8014

軽自動車税は毎年4月1日現在で軽自動車等を所有している方に課税されます。

軽自動車等を廃車したり、他人に譲渡したり、住所や氏名を変更した場合には、下記のところへ申告してください。手続きがされないと、いつまでも軽自動車税が課税されますのでご注意ください。(使用していないものについても同様です。)

4月2日以降に廃車や譲渡手続きをされても、その年度分の軽自動車税は納めていただくことになります。

また、トラクター、コンバインなどの農耕車も「小型特殊自動車」として、道路を走行する、しないに関わらず軽自動車税の課税対象になります。未申告の方は、町民税務課または各総合事務所でご申告してください。

手続きの方法や必要書類については各申告先へお尋ね下さい

車種	申告先
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車 (農耕車、フォークリフトなど)	町民税務課・各総合事務所 TEL 47-8014 (町民税務課直通)
126cc以上の二輪車	福井運輸支局 TEL 050-5540-2057 (登録案内テレホンサービス)
軽自動車 (三輪・四輪・被けん引車*)	軽自動車検査協会 福井事務所 TEL 0776-38-1509

\*被けん引車：ボートトレーラーなど軽自動車の大きさのもの

## 春の火災予防運動 3/20~26

■問合せ

南越消防組合消防本部予防課  
TEL 21-8865  
南消防署 ☎ 45-0119

3月20日(日)から3月26日(土)までの1週間は春の火災予防運動が県内一斉に展開され、南越消防組合においても、地域住民の防火に対する意識の高揚を目的として、防火診断や消防訓練などの行事を実施します。

例年、3月から5月の中頃までは、移動性の高気圧に覆われ、風が強く吹き空気が乾燥する季節となります。ちょっとした火でも風に煽られて周辺に燃え広がることから、この時期はたき火や田んぼなどでの野焼きが原因で火災が多く発生しています。いつも以上に火災防止に努めるようお願いします。

また、この季節は山菜採りで山に入ることが多くなりますが、たき火はもとより喫煙も出来る限り控えていただき、いつも以上に火の取り扱いには注意しましょう。

### 南越消防組合管内 平成27年中に発生した火災概要 ( )内は前年比

★火災件数:23件(+1件) ★損害額:1億568万円(+9,377万3千円) ★死者:2名(+2名) ★負傷者:5名(-2名)  
★主な出火原因 ・たき火 3件 ・枯草焼き 3件 ・煙突の過熱 2件 ・たばこ 2件 ・ガスに引火 2件

### 『住宅防火 いのちを守る7つのポイント』 - 3つの習慣・4つの対策 -

- 【3つの習慣】
- 寝たばこは、絶対やめる。
  - ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
  - ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 【4つの対策】
- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
  - 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
  - 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
  - お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



### 住宅用火災警報器を点検しましょう

住宅用火災警報器には電池が入っており、電池の寿命がくると正常に作動しなくなります。

住宅用火災警報器が平成18年に義務となり、今年で10年が経過します。住宅用火災警報器の電池寿命は約10年といわれていますので、電池の交換時期が近づいているものもあり、作動するか点検をしましょう。

点検方法は点検用ボタンを押すまたは、付いている紐を引っ張って確認するなど機種によって異なりますので、家に設置された住宅用火災警報器を確認し、正常に作動するか確認しましょう。

